平成２３年（フ）第７７６号
北九州市小倉北区高尾１丁目２番21号
債務者　山本　美雪
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第８０４号
北九州市若松区東二島１丁目７番20号
債務者　前田　充史
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第８０５号
北九州市若松区東二島１丁目７番20号
債務者　前田　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第８１９号
北九州市小倉南区横代北町３丁目２番27号
債務者　本山　久美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４７号
福井県敦賀市中央町２丁目12番14―203号
債務者　新海　麻美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部
平成２３年（フ）第６４９号
栃木県宇都宮市上横田町775番地９　箕輪コーポⅡ103号室
債務者　中田　　満
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第６６７号
栃木県那須烏山市神長1389番地７
債務者　大金　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第６７９号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目７番地16　コーポＴＡＫＡＲＡ　Ｄ棟210号室、前住所栃木県宇都宮市清原台５丁目５番23号　ハウス寿々木Ａ103号
債務者　坂巻　侑里
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第６９１号
栃木県日光市板橋1883番地69、前住所栃木県日光市手岡843番地１
債務者　大福根好男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第６９２号
栃木県宇都宮市駒生町832番地29　レジデンス中村403
債務者　小野　容利
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第３２４号
愛知県岡崎市薮田２丁目６番地19　神尾アパート２号、住民票上の住所愛知県岡崎市魚町58番地13
債務者　弘川麻由美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第１３３号
香川県丸亀市土器町東１丁目１番地　長友団地８棟1325号
債務者　廣田　良江
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後１時30分
高松地方裁判所丸亀支部
平成２３年（フ）第６８４号
栃木県宇都宮市台新田１丁目１番１号　コンフォート301、前住所千葉県千葉市中央区鵜の森町２番１号　ダイアパレス蘇我408号
債務者　柳　　英二
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第６８５号
栃木県宇都宮市台新田１丁目１番１号　コンフォート301、前住所千葉県中央区鵜の森町２番１号　ダイアパレス蘇我408号
債務者　柳　　千恵
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２３年（フ）第６９４号
栃木県日光市大桑町201番地、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原265番地７
債務者　南出　　修
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係